

## 学校における新型コロナウイルス感染症に対応した

### 学校再開ガイドライン

学校の教育活動を再開していくに当たっては、生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減するため、学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した熊本県の学校再開ガイドラインや文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」をもとに、万全の感染症対策を講じた上で、生徒等の健やかな学びを保障することを目指して、学校における教育活動を行うこととする。

なお、このガイドラインは、5月26日時点での熊本県の感染状況を踏まえ、同マニュアルが示す『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』における感染レベルについて、本県はレベル1に該当すると判断し作成したものであり、今後の状況によっては変更することもある。

#### 1 保健管理等に関すること

##### (1) 感染症対策のための取組

教育活動の実施に当たり、国が示した別添の「新しい生活様式」を踏まえ、必要な措置を講じる。また、県から出されている「基本的な感染症予防対策についての周知事項」について確認し、生徒・保護者に周知を行う。

##### ア 自宅等における健康管理

- (ア) 毎朝、必ず検温及び健康状態の確認を行う
- (イ) 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、学校に連絡し、登校せずに自宅で療養する。
- (ウ) 咳エチケット（登校時は原則マスクを着用。また、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用。）、こまめな手洗い（流水と石けん）・うがい、部屋の換気等の感染症対策をしっかりと行う。
- (エ) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が同時に重なる場を避けて行動する。また、3つの条件が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。
- (オ) 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努める。なお、運動する際は、適宜、熱中症対策をとり、実施する。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合及び保健所から自宅待機を指示された場合には、保護者が速やかに学校へ報告する。

## イ 学校における健康管理

- (ア) 登校時は、朝の SHR で学級担任が生徒の自己申告による健康観察等を行う。検温をしていない生徒については、各生徒ラウンジにて副担任が非接触体温計によって検温し、生徒はその結果を学級担任に報告する。また、マスク忘れの生徒には保健室保管のマスクを配付し、次回は忘れないように指導する。
  - (イ) 生徒の発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合、保護者に連絡を行い、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは、自宅等で休養するよう指導する。なお、保護者の迎え等により、学校にとどまる場合は、保健室隣のカウンセリング室で待機させ、他の生徒との接触がないようにするなどの配慮を行う。
  - (ウ) 教室やトイレなど、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。
  - (エ) 生徒及び教職員は、校内での教育活動に際しては、原則マスクを着用する。特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底する。
  - (オ) 流水と石けんでの手洗いやうがいをごまめに行う。
  - (カ) 換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行う。
  - (キ) 授業等で空調を使用する場合は、2方向の窓を一か所ずつ開けるとともに、50分授業の途中1回と休み時間によって換気を行う。
  - (ク) 人と人の距離については、最低1メートルを目安に最大限の間隔を確保する。
  - (ケ) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件が同時に重なる場を避けて活動する。また、3つの条件が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。
  - (コ) 学校医及び薬剤師などと連携して保健管理体制を整える。
- (2) 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患のある生徒等について（現時点では対象の生徒はいない。）
- ア 主治医や学校医・医療的ケア指導医等に相談の上、個別に登校の判断を行う。
  - イ 生徒等と接する機会がある教職員等も一層の感染対策を行う。
  - ウ 校外活動等は可能な限り控えるとともに、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。
- (3) 海外から帰国した生徒への対応について
- 帰国後2週間以内に、対象地域（検疫強化対象地域・入管法に基づく入国制限対象地域の最新情報）に滞在歴のある生徒等は、政府の要請に基づき、2週間の自宅待機をさせる。

## 2 学習指導に関すること

- (1) 指導計画等の再構築と生徒や保護者との共有について
- 臨時休業期間やその間の学習状況を踏まえ、指導計画や時間割を再構築するとともに、学びの保障のための取組方針等について、生徒や保護者に丁寧に説明し、共有を図

る。

(2) 授業における工夫について

ア 身体的距離の確保等

人と人の距離については、最低1メートルを目安に最大限の間隔を確保する。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について

指導方法については、感染症対策を講じた上で、柔軟に見直し工夫した取組を行う。

ウ 各教科等の指導における感染症対策について

(ア) 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については熊本県の方針に基づき実施する。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる(「★」はこの中でも特にリスクの高いもの)。

- ・各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱などの活動」(★)
- ・書道・美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育・保健体育における「生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。

(イ) 体育・保健体育の授業について

体育の授業実施に当たっては、感染リスクの高い3つの条件を徹底的に避けるよう、実施内容や方法を工夫する。

なお、臨時休業の長期化により体力の低下が懸念されることを踏まえ、生徒の身体状況を把握しながら段階的に活動を行う。

(ウ) 実習等(芸術・情報・家庭)を実施する際の配慮事項

- a 共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒する。
- b 共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底する。
- c 熱中症防止のため、活動前や活動中にも水分補給を行うなど適切な措置を講じる。

(3) 臨時休業に伴う学習の遅れへの対応について

これまでの計画的な家庭学習や登校日における授業の実施による学習内容の定着状況等を確認した上で、時間割編成の工夫、学校行事の重点化や準備期間の短縮、長期休業期間の短縮などにより、授業時間の確保、補充学習や個別の補習学習などの必要な措置を講じる。

### 3 学校生活における配慮事項

#### (1) 生徒等への指導について

生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」(文部科学省)資料等を活用して感染症対策に関する指導を行う。

#### (2) 登下校時の配慮事項について

登下校中においては、公共交通機関を利用する生徒のマスクの着用と自転車や徒歩通学の際に密接とならないよう指導するとともに、自転車置き場や昇降口等での密集が起こらないような工夫を行う。また、年度当初からの臨時休業期間を踏まえ、交通安全や犯罪の観点も踏まえた安全指導を行う。

#### (3) 休み時間及び昼食時の配慮事項について

生徒等の密集を避けるため、休み時間や昼食時において、狭いスペースで密集したり、向かい合っでの飲食、飲み物の回し飲みなどを行ったりしないよう指導する。

熱中症については、暑くなりはじめや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度等その他の条件により発生する場合もある。長期にわたる臨時休業期間中、屋内で過ごすことが多くなっており、熱中症防止の観点から適切な指導・措置を講じる。

#### (4) 清掃活動の配慮事項について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクを着用した上で行う。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うよう指導する。

#### (5) 健康診断について

健康診断は、生徒等の健康状態を把握するため、年間のいずれかの時期で実施する。

「令和2年度は6月30日までに行う必要はない」という通達のもとで、12月までかけて感染症対策を行った上で適切に実施する。

### 4 集会及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

#### (1) 始業式、終業式及び学年集会等について

放送設備等の活用など、工夫を行うことで、3つの条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を実施する。

#### (2) その他の学校行事(体育祭や星翔祭、講演会、修学旅行など)について

ア 地域の感染状況等も踏まえ、感染拡大防止の措置、開催方式の工夫等の措置、延期等の対応を行う。

イ 修学旅行については、中止ではなく延期扱いとすることを検討するなどの配慮を行う。

ウ 海外への修学旅行等については、現状の下では実施しない。

### 5 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、感染リスクの高い3つの条件を徹底的に避けるよう、実施内容や方法を工夫する。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安

全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員（部活動指導員を含む）が部活動の実施状況を把握する。

(1) 活動日数・時間

ア 6月1日（月）～6月14日（日）

実施しない

イ 6月15日（月）～

活動日数及び活動時間については県の指針に準じ、本校のルールを決める。

(2) 合宿・練習試合・対外試合・演奏会・校外活動等

合宿、練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等は6月中は禁止とする。その後も当面は県境をまたぐ遠征は禁止とする。

(3) 体調管理

ア 活動前後に必ず検温を含めた体調管理を行うこと。

イ 生徒に発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養させるよう指導する。

(4) 活動形態

ア 感染の可能性が高い活動は行わない。

イ 活動時間帯を学年別やグループ別に分けて活動を行うなどの工夫を行うことで、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮する。

また、咳エチケットをした上で十分な身体的距離を確保して活動するなど、できる限り生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

ウ 使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

エ マスクの着用については、次の(ア)～(ウ)の配慮があれば不要である。

(ア) 生徒の間に十分な距離を取っている場合。

(イ) 密集を避ける練習メニューを行う場合。

(ウ) 飛沫が感染リスクを高めるため、「近距離における対面での練習は避ける」などの工夫をしている場合。

(エ) 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。

(5) 活動環境

ア 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。屋内である教室や体育館等での活動については、ドアを広く開け、こまめな換気を心がけ、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や用具等は消毒液を使用して清掃を行い、また、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、少人数の活動にとどめるなど、より慎重な対応を行う。

イ 部室等の利用に当たっては、必要最小限の短時間の利用を心がけ、一斉に利用しないなどに留意し、可能な限り用具等の不必要な使い回しをしない、共用物を避けるよう指導する。また、室内は消毒液を使用して清掃を行う。

ウ 熱中症の予防については、(公財)日本スポーツ協会が示す熱中症予防のための運動指針に基づいて適切な対策を講じる。

## 6 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

- (1) 適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなど、偏見や差別が生じないように十分に配慮する。
- (2) 生徒等からの差別、いじめ等の相談やカウンセリングの要望等を、早期に把握するため、既に学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応する。

## 7 生徒等の心のケアについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間が約3か月と、これまで経験したことがない長期間に及び、このような長期の休業明けには、相当の心理的負担が懸念されることから、これまで以上に保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、心のケア等について特段の配慮をすること。
- (2) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や授業担当者による観察など、継続して複数の教職員で生徒の状況を丁寧かつ的確に把握する。その際、生徒に「心と体の振り返りシート」を実施するとともに、ストレス度合いが高く、心のケアが必要と判断された生徒については、速やかにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの面談につなげる。

## 8 出席停止等の扱いについて

- (1) 生徒等の出欠の取扱いについては、家庭での健康観察で発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等がある場合や感染の不安・心配を理由に登校できない生徒については、保護者の同意のもと、校長判断で出席停止として取り扱う。
- (2) 生徒等の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合、保健所から自宅待機を指示された場合は、保護者が速やかに学校へ報告する。

## 9 その他

### (1) 会議・研修について

本年度の職員会議や校内研修などの会議・研修会については、真に必要なものかどうか検討し、そのあり方を見直すとともに、実施する場合においても、感染予防対策を行い、時間短縮や文書開催などの検討を行うこと。

## 「新型コロナウイルス感染症」に対する学校生活における対応について

健康推進室

(参考)

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン  
学校再開についての Q&A  
文部科学省初等中等教育局健康教育課・食育課(5月13日時点)

【保健管理等に関すること】

問1 3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいか。

問2 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

問3 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。

問4 児童生徒等の健康管理はどのように行うか。

問5 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。

問6 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談  
されたが、どうしたらよいか。

問7 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。

問8 換気は、具体的にどのようにすればよいのか(頻度等について)。

問9 窓のない部屋ではどうしたらよいか。

問10 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。

問11 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。

問12 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。

問13 どのような場面でマスクをすればよいか。

【心のケア等に関すること】

問24 学校再開後、心のケアについてはどのように対応すればよいか。

問25 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。



← 青枠線は本校独自の対応方針です。

問1 3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいか。

- 3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮することが必要です。
- 各学校においては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備などの万全な感染症対策をお願いします。

問2 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

- 様々な場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食(昼食)の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。
- また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導してください。

問3 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。

- 基本的には、流水と石けんで手洗いを行います。
- ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられます。
- なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行ってください。

問4 児童生徒の健康管理はどのように行うか。

- 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に来室するように指導し、検温及び健康観察等を行ってください。
- 発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにしてください。
- なお、登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備してください。
- また、同居の家族にも健康管理に取り組んでいただくよう呼びかけることも大切です。

各学級において、読書タイム時に学級担任が生徒全員の健康観察を行い、HR終了後(遅くとも1時間目終了時まで)保健委員が保健室へ提出します。家庭で検温できていない生徒については、各翼の生徒ラウンジで待機している副担任の先生に測ってもらうように指導してください。

また、体調が悪い生徒については、保健室に来室するよう指導してください。(資料1)



問5 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。

- 当該児童生徒等を**安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導**してください。(指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。)

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースもあるかと思いますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、**別室で待機**させるなどの配慮をしてください。

早退させる時は保護者へ連絡をしてください。

保護者が迎えに来る場合はカウンセラー室(待機場所)で待たせます。

- また、少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、次の症状がある場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児医療機関(小児の場合は、小児科医による診察が望ましいとされています)等に相談するよう、ご家庭に指導してください。

(以下、厚生労働省HPより引用)

- ・**息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合**
- ・**重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合**

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ・上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などの飲み続けなければならない方も同様です。

- その後、もし感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うこととなりますので、これにご協力ください。

(なお、学校内の児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」の措置をとってください。)

- 以上については、教職員についても同様の扱いとしてください。

問6 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。

- まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

- その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます。

(「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が

出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することとなります。)

- なお、**医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をしてください。**

欠席の理由を記録しておいてください。進級等に係る場合に取り扱いを配慮します。

#### 問7 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。

- 検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人(や保護者)に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人(や保護者)から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。
- 感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や教育委員会においてもご協力ください。
- なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

#### 問8 換気は、具体的にどのようにすればよいのか(頻度等について)。

- 換気は、**気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて**行うようにします。
- 授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、換気の種類は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談してください。
- なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替え行っていないことから、**エアコン使用時においても換気は必要**です。
- なお、**換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底**にご留意ください。

可能な限り窓は常時開けてください。エアコンを使用する場合も、休み時間と授業時間1時間に少なくとも1回5～10分程度換気してください。その際、2方向の窓を同時に開けてください。

#### 問9 窓のない部屋ではどうしたらよいか。

- 窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、**常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたり**するなどして十分に換気に努めます。また、**使用時は、人の密度が高くない**ように配慮してください。

#### 問10 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。

- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、**人の密度が高い状態では換気を行う**ようにします。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにしてください。

問11 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。

- 教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に**多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)**は、**1日1回以上消毒液を使用して清掃を行います。**
- 消毒液については、**消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム**を例示していましたが、学校における施設の消毒にあたっては、**次亜塩素酸ナトリウム**を積極的に利用いただきたいと考えており、御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。
- なお、**次亜塩素酸ナトリウム**の利用については、厚生労働省及び経済産業省において以下URL のリーフレットを作成していますので、適宜ご活用ください。**(資料2)**

保健室で次亜塩素酸ナトリウム液を準備します。容器に入れて職員室に置きますので、掃除担当者(教員)で手袋(ビニール袋)をして消毒をしてください。その際、換気に注意して、終わったら容器は所定の場所に返してください。生徒に手伝ってもらう場合も消毒の方法を守って、生徒の安全に注意してください。

問12 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。

- 感染の要因の一つに、**物品の共用による接触感染**があります。学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、共用を避けるのが難しいものについては、**使用後手洗いをするように指導**することなどが考えられます。

問13 どのような場面でマスクをすればよいか。

- 学校教育活動においては、**通常マスクを着用**してください。特に、**近距離での会話や発声等**が必要な場面では、**飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底**するようお願いします。

飛沫のかからない距離というのは、マスクを着用した状態で少なくとも**1～2m**の距離です。マスクの着用をお願いします。生徒にも正しい着用を指導してください。

問24 学校再開後、心のケアについてはどのように対応すればよいか。

- 学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も沿うん剤すると考えられるところです。
- ついては、**学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に判断し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応**いただくようお願いいたします。

問25 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。

- 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。

# 資料1

○年○組

欠席者は口の中に×印を黒色で書き、欠席の理由を書き入れる。訂正は翌朝までに赤字で記入。

はっきりしないときは×の下に?を書き、理由がわかったら後で書き足す。

★健康観察：口の中に記号を書き入れる。

・せき→せ ・のどの痛み→の ・鼻水、鼻づまり→は

・体調(悪苦しさ、だるさ等)→た ・その他(におい・味がしない、頭痛、下痢等)→そ

★病欠は(×) ・事故欠は(/) ・出席停止は(/の下にテ) ・急引きは(/の下にキ)

遅刻は(チ) ・早退は(ハ)

5月

番号	日		日	日	日	日	日	日
	生徒氏名	曜	月	火	水	木	金	土
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
欠席者数 (0も記入)								
健康観察異常者数								
担任チェック欄								
養教チェック欄								

\* SHR終了後(遅くとも1時間目の休み時間)までに、保健委員が保健室まで持ってきてください。

## 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った  
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.001% (数十個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(資料出典：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、  
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。  
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。  
ハイター、ブリーチなど。  
裏面に作り方を表示しています。

【注意】  
・ 家事用手袋を着用して行ってください。  
・ 金属は腐食することがあります。  
・ 換気をしてください。  
・ 他の薬品と混ぜないでください。



参考

## 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

# 新型コロナウイルスの感染を予防する消毒の方法について

健康推進室

## 1 準備

- ・換気しながら行います。
- ・塩素系漂白剤を吸い込んだり、直接手指についたりするのを防ぐために、マスクや手袋を着用しましょう。

## 2 消毒方法

- ・消毒液を十分に含ませたキッチンペーパーで、消毒する場所をふき取った後(一方向に拭きま  
す)、から拭きします。(使用したペーパーはビニール袋に入れてごみ箱に捨てます)
- ・金属部分は腐食する可能性があるため、水拭きします。

## 3 消毒する場所

・手指がよく触れる場所を消毒します。

・主な消毒場所は

- 教室等：ドア、窓のノブ・取っ手、照明のスイッチ、机、いす、共有のパソコンのキーボードやマウス、共有の教材・器具、壁、床等
- トイレ：洗面所：水道の蛇口、ドアノブ、照明のスイッチ、水洗便器と流水レバー便座とフタ、サニタリーボックス、壁、床等
- その他：エレベーターの停止階ボタン、階段の手すり、リモコン(職員室で使用者が拭く)水道の蛇口、モップ等の清掃用具等

\*当面は担当などを次のようにします

場所など	消毒する人	方法
教室	学級担任・掃除当番	次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)薄め液による上記の方法
特別教室	教科担当(掃除監督)・掃除当番	次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)薄め液による上記の方法
トイレ	掃除監督・掃除当番	次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)薄め液による上記の方法
廊下・階段・ラウンジなど	掃除監督・掃除当番	次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)薄め液による上記の方法
共有する道具など	教科担当・生徒	次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)薄め液による上記の方法 但し、腐食による劣化が教育活動に支障をきたすもの(ギター・弦・書道の文鎮等)は、アルコール除菌シートか手指消毒用の次亜塩素酸水を使用する
授業で使用する道具(プロジェクターのリモコンなど)	授業者	職員室においてある次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)薄め液による上記の方法

\*先生方にはアルコール除菌シートを配付しますが、数に限りがあるので追加の配付ができない場合があります。必要な場合にのみお使いください。

## 学校における「新しい生活様式」 みんなで感染予防に努めましょう

日常生活を営む上での基本的な生活様式（厚生労働省HPより）



### ◆自分で準備すること

- ・ **毎朝の検温** → 学校での健康観察で報告  
忘れたら、生徒ラウンジで非接触体温計で測ってもらう
- ・ **石鹸を使ったこまめな手洗い** 手指の消毒
- ・ 三密を避ける
- ・ **ソーシャルディスタンス**（人との距離は最低1mできれば2m）
- ・ **マスクの着用**
- ・ 免疫力を高めるために「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」

#### 【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置く際の清潔なビニールや布等

### ◆教室

- ・ 三密を避ける
- ・ **ソーシャルディスタンス**
- ・ **常にマスク着用**
- ・ 教具（教科書・筆記用具など）の貸し借りをしない



### ◆休み時間

- ・ トイレは密にならないよう一人で行き、できるだけ洋式トイレを使う。使用後は必ず石鹸で手洗い。
- ・ できるだけ他の教室に入らない
- ・ **ソーシャルディスタンス** ・ **常にマスク着用** ・ **飲み物などを共有しない**

### ◆昼食（6月15日～）

- ・ **食事の前には必ず石鹸で手洗いをする**
- ・ **食堂では間を空けて座る** ・ **教室では向かい合って座らない**
- ・ 食事中は（マスクをつけられないので）おしゃべりをしない
- ・ 飲み物などを共有しない



厚生労働省HPより

### ◆掃除

- ・ **換気をしながら、マスク着用**で。大声でおしゃべりをしない。
- ・ 先生の指示で必要な個所を消毒する。
- ・ **消毒をするときは、必ずビニール袋を付けた手で、終わったらペーパーをその袋に入れて口をしぼってごみ箱に捨てる**
- ・ 掃除終了後は必ず石鹸で手洗い

### ◆登下校

- ・ **マスク着用（特に電車・バス）** ・ 学校についたら石鹸で手洗い

### ◆部活動（6月15日～）

- ・ 顧問の先生の指示で、三密を避けた練習 向かい合って大声を出す練習は禁止 ハイタッチも避ける
- ・ 共用する道具は必ず消毒をする
- ・ **部室の利用は短時間、人数を制限して交代で使用する**



## 寮における「新しい生活様式」 みんなで感染予防に努めましょう

日常生活を営む上での基本的な生活様式 (厚生労働省 HP より)



### ◆自分で準備すること

- ・毎朝の検温 → 点呼で報告 → 学校での健康観察で報告
- ・石鹸を使ったこまめな手洗い 手指の消毒
- ・三密を避ける
- ・ソーシャルディスタンス (自室以外の人との距離は最低1mできれば2m)
- ・マスクの着用
- ・免疫力を高めるために「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」

【各自に必要な持ち物】

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・マスク
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等

### ◆寮内

- ・自室にいる間は常に換気をする
- ・三密を避ける ・ソーシャルディスタンス
- ・自室以外は常にマスク着用 ・教具 (教科書・筆記用具など) ・私物の貸し借りをしない
- ・トイレは密にならないように一人で行き、できるだけ洋式トイレを使う。使用後は必ず石鹸で手洗い。
- ・できるだけ自室以外に入らない
- ・飲み物などを共有しない



### ◆食事

- ・食事の前には必ず石鹸で手洗いをする
- ・食堂では間を空け、向かい合って座らない
- ・食事中は (マスクをつけられないので) おしゃべりをしない
- ・飲み物などを共有しない

### ◆掃除

- ・換気をしながら、マスク着用で。大声でおしゃべりをしない。
- ・先生、寮監の指示で必要な個所を消毒する。
- ・消毒をするときは、必ずビニール袋を付けた手で、終わったらペーパーをその袋に入れて口をしぼってごみ箱に捨てる



厚生労働省HPより

- ・掃除終了後は必ず石鹸で手洗い

### ◆入浴

- ・浴室および脱衣所は常に換気を行う ・1度に入る人数を制限し密にならないようにする

### ◆登下校

- ・マスク着用 ・学校についたら石鹸で手洗い

### ◆外出

- ・不要不急の外出をしない

## 星翔寮における「新しい生活様式」 みんなで感染予防に努めましょう

日常生活を営む上での基本的な生活様式 (厚生労働省 HP より)



### ◆自分で準備すること

- ・毎朝の検温 → 点呼で報告 → 学校での健康観察で報告
- ・石鹼を使ったこまめな手洗い 手指の消毒
- ・三密を避ける
- ・ソーシャルディスタンス (自室以外の人との距離は最低1mできれば2m)
- ・マスクの着用
- ・免疫力を高めるために「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」

【各自に必要な持ち物】

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・マスク
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等

### ◆寮内

- ・自室にいる間は常に換気をする
- ・三密を避ける ・ソーシャルディスタンス
- ・自室以外は常にマスク着用 ・教具 (教科書・筆記用具など) ・私物の貸し借りをしない
- ・トイレは洋式トイレを使い、ふたを閉めて流す。使用後は必ず石鹼で手洗い。
- ・できるだけ自室以外に入らない
- ・飲み物などを共有しない



### ◆食事

- ・食事の前には必ず石鹼で手洗いをする
- ・食堂では間を空け、向かい合って座らない
- ・食事中は (マスクをつけられないので) おしゃべりをしない
- ・飲み物などを共有しない

### ◆掃除

- ・換気しながら、マスク着用で。大声でおしゃべりをしない。
- ・寮母さん、先生の指示で必要な個所を消毒する。

・消毒をするときは、必ずビニール袋を付けた手で、終わったらペーパーをその袋に入れて口をしぼってごみ箱に捨てる

- ・掃除終了後は必ず石鹼で手洗い

### ◆入浴

- ・浴室および脱衣所は常に換気を行う

### ◆登下校

- ・マスク着用 ・学校についたら石鹼で手洗い

### ◆外出

- ・不要不急の外出をしない

